第27回参議院議員通常選挙

任期満了に伴う参議院議員通常選挙が行われます。国政に意見を届ける大切な選挙です。必ず投票しましょう。
問市選挙管理委員会事務局(TEL6384・2478か6384・2487FAX6368・9909)。

投票案内状を各世帯に送付します

・公示日(投票日の17日以上前)※以降に投票案内状を世帯ごとに送付します。
・世帯員分を同封しているので、取り違えのないように注意してください。
・投票日時と投票場所を確認してください。
・投票日か期日前投票のときに持参してください。

※候補者が届け出をし選挙がスタートする日。公示とは、天皇の国事行為の一つで、全国規模で行われる衆院選や参院選の期日を国民に広く知らせることを指す。

＼この封筒に入って届きます！／

吹田市で投票できるのは…

年齢：投票日翌日までに18歳の誕生日を迎える人
住所：公示日前日の３か月前までに転入届を提出済みの市内在住の人

最近引っ越しした人は･･･

転居・転入・転出届を提出したタイミングにより、投票場所が変わります。

転居届 ▶ ６月13日までに提出した場合は新住所地、６月14日以降に提出した場合は旧住所地で投票。

転入届･転出届 ▶ 詳しくは市ホームページを確認するか、問い合わせてください。

選挙公報を配布

投票日２日前までに全戸配布します。市ホームページでも確認できます。

ポスター掲示場を設置

市内440か所の公営掲示場に、候補者の選挙運動用ポスターが掲示されます。

投開票速報

吹田市の投開票状況を市ホームページでお知らせします。

選挙について詳しくはこちら
市ホームページ

投票日に投票できないときは…

期日前投票

仕事や学校、旅行などで当日投票所に行くことができない人は、期日前投票ができます。

日時	期日前投票所
公示日翌日～投票日前日 午前８時30分～午後８時	●市役所　正面玄関ロビー ●千里市民センター 大ホール
投票日３日前～前日 午前10時～午後８時	●ららぽーとEXPOCITY（エキスポシティ）　３階　EXPOCITY Lab（エキスポシティ ラボ）

※千里市民センターへは公共交通機関を利用してください。
※ららぽーとEXPOCITYの期日前投票所は、開設期間と開始時刻が異なるので注意してください。

不在者投票

◎滞在先（国内）での不在者投票

詳しくはこちら

仕事や旅行などで住所地にいない場合は、滞在先の市区町村で投票できます。

▶投票までの手順

①選挙人名簿に登録されている住所地の選挙管理委員会に、オンライン（マイナポータル）か、直接か郵送で投票用紙などを請求する。

> **マイナンバーカードを持っている人は**
> マイナポータル「ぴったりサービス」からオンラインでの請求も可能。ただし、すべての市区町村への請求に利用できるとは限りません。吹田市選挙管理委員会への請求には利用できます。

②選挙管理委員会から投票用紙などが届く。
③届いた書類を持って、投票日前日までに各市区町村選挙管理委員会が指定する不在者投票記載場所で投票する。

▶吹田市の不在者投票記載場所

時公示日翌日～投票日前日。所市役所正面玄関ロビー、千里市民センター大ホール。

◎病院・老人ホームなどでの不在者投票

都道府県の選挙管理委員会が指定した病院や老人ホームなどに入院・入所している人は、その施設で投票できます。病院長や施設長に申し出てください。

帰国投票

一時帰国した場合や、帰国後、国内の選挙人名簿に登録されるまでは、在外選挙人証を提示して投票できます。

¥費用　記載がないものは参加無料　申申し込み　基本事項は催し名、住所、名前（ふりがな）、電話番号を記入　記載がないものは当日直接会場へ
問問い合わせ　連連続で参加が必要　対対象　勤勤務　定定員　試試験　採採用　保保育　手手話通訳　は事前に問い合わせてください

身体に障がいなどがある人へ

郵送による不在者投票

市ホームページ

次のいずれかに該当する人は、自宅などから郵便で投票できます。事前に申し込みが必要。字が書けない人は代理記載制度を利用できます。詳しくは、市選挙管理委員会に問い合わせてください。

⑴身体障がい者手帳か戦傷病者手帳を持ち、一定の要件に該当する人。

⑵介護保険被保険者証を持ち、一定の要件に該当する人。

代理投票・点字投票

病気やけがなどの理由で字が書けない人は、投票所で係員が代わって記載します。視覚障がいがある人は、点字投票もできます。

手話通訳者の派遣

選挙人名簿の確認や代理投票などの説明のため、投票所に手話通訳者を派遣します。事前に申し込みが必要。

コミュニケーションボードの設置

各投票所に設置しています。必要な人は、投票所の係員に申し出てください。

投票は、決めて・持って・行くだけ！

STEP 01 投票先を決める

STEP 02 投票案内状を持つ

STEP 03 投票所に行く

参議院議員選挙では、2つの投票先を考えておきましょう。

選挙区……自分の住む選挙区の候補者から1人選びます。選挙区は原則、都道府県単位。候補者は得票順に当選が決まります。

比例代表…比例代表の候補者か、投票したい政党のいずれかを選びます。候補者は、全国どこでも同じ。候補者と政党の合計得票数に応じて、各党の議席数が決まります。

事前に自宅に届いている投票案内状を準備。世帯員分まとめて届きます。

投票案内状を忘れてしまったら？

投票案内状は、選挙のお知らせと投票所での本人照合をスムーズに行うためのもの。投票案内状がなくても、選挙人名簿に登録されていて当日選挙権があれば投票できます。投票所で申し出てください。なお、確認には時間がかかることがあります。

投票案内状で指定された投票所へ。市ホームページでも確認できます。

一部の区域で投票所が変わります

投票区	新投票所	旧投票所
185	山田第一小学校　体育館	山田第一小学校　多目的教室

詳しくはこちら

裏表紙でも紹介しています。